

令和4年4月19日 開会

令和4年4月19日 閉会

(臨時第1回)

日吉津村議会議録

日吉津村議会

日吉津村告示第 21 号

令和 4 年第 1 回日吉津村議会臨時会を次のとおり招集する。

令和 4 年 4 月 13 日

日吉津村長 中 田 達 彦

1. 日 時 令和 4 年 4 月 19 日 午前 9 時 30 分
 2. 場 所 日吉津村議会議場
-

○開会日に応招した議員

長谷川 康 弘	井 藤 稔
橋 井 満 義	三 島 尋 子
松 本 二三子	河 中 博 子
前 田 昇	松 田 悦 郎
加 藤 修	山 路 有

○応招しなかった議員

(な し)

第2回 日吉津村議会臨時会会議録（第1日）

令和4年4月19日(火曜日)

議事日程（第1号）

令和4年4月19日 午前9時40分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 長期継続契約について
- 日程第4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回））
- 日程第7 議案第21号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
- 日程第8 議案第22号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告第2号 長期継続契約について
- 日程第4 議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第6 議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回））
- 日程第7 議案第21号 令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）について
- 日程第8 議案第22号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

出席議員（10名）

1番 長谷川 康 弘	2番 井 藤 稔
3番 橋 井 満 義	4番 三 島 尋 子
5番 松 本 二三子	6番 河 中 博 子
7番 前 田 昇	8番 松 田 悦 郎
9番 加 藤 修	10番 山 路 有

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長	小 乾 敬 介	書 記	森 下 瞳
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

村長	中 田 達 彦	総務課長	小 原 義 人
総合政策課長	福 井 真 一	住民課長	矢 野 孝 志
福祉保健課長	橋 田 和 久	建設産業課長	益 田 英 則
教育長	井 田 博 之	教育課長	横 田 威 開
会計管理者	景 山 美 穂		

午前9時40分開会

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、令和4年4月新年度第1回臨時会を開会します。開会にあたり、議長から一言ご挨拶申し上げます。

先月3月31日、うなばら荘において一般財団法人うなばら福祉事業団の閉会式が開催されたところであります。村民の皆様には、親しまれたうなばら荘でありますけれども、半世紀近くの営業に幕を閉じたところであります。時代の趨勢と言えはそれまでであります。今後、この新しい生まれ変わるうなばら荘を核とした、海岸線一帯の活性化が期待されるところであり、即、日吉津村の発展につながるものと考えております。議会としても、今後の取り組みを注視していきたいと考えております。

ここ、皆さんもご存知のように、世界情勢は、刻々と変革しつつあります。新型コロナウイルス感染高止まり、第7波に繋がるとも言われております。また、コロナ関連での経済損失も予想を超えるところとなっております。しかし、何よりそれに追い打ちをかけるロシアによるウクライナ侵略、許しがたい戦争犯罪が次々に報道され、我々に何ができるのか問いかける毎日であります。

新型コロナウイルス感染拡大で、経済が冷え込むところ、それに輪をかけるロシア侵略により、世界経済がますます落ち込み、過去に例のない物価高にも直面しております。日本政府の舵取りが問われるところとなっております。日吉津村議会としても、村民の皆様に、その影響が最小限に食い止められるよう、行政と協調しながら、この難局を打開したいと考えております。議員の皆様、一層のご理解をお願いするところであります。

開会前の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

それでは、さっそく本日の会議に入りたいと思います。ただ今の出席議員は、10名です。定足数に達していますので、令和4年第1回日吉津村議会臨時会を開催します。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山路 有君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番、長谷川康弘議員、2番、井藤稔議員を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（山路 有君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、議会運営委員長から答申のあったとおり、本日1日限りとしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日1日限りと決定しました。

日程第3 報告第2号

○議長（山路 有君） 日程第3、報告第2号、長期継続契約についてを議題とします。執行部からの報告を許します。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） それでは、報告第2号、長期継続契約について、別紙報告書を付しまして、

報告をさせていただきます。日吉津村長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第4条の規定に基づき、新たに長期継続契約を締結した案件を、この度の議会に報告するものでございます。報告する案件は、5件でございます。

1件目は、役場など村内各公共施設で使用しております、業務用パソコンの賃貸借契約でございます。契約の相手方は、株式会社鳥取県情報センター、契約金額は月額10万4,830円、契約期間は5年間でございます。2件目は、日吉津小学校で使用しますパソコンの教職員ネットワークハードディスクの更新に伴う、賃貸借契約でございます。契約の相手方は株式会社KOA、契約金額は月額6,270円、契約期間は5年間でございます。3件目は、日吉津小学校で使用いたします、教員用パソコンの賃貸借契約でございます。契約の相手方は、株式会社KOA、契約金額は月額4,180円、契約期間は5年間でございます。4件目は、日吉津小学校で使用いたします、スクールソーシャルワーカー用パソコンの賃貸借契約でございます。契約の相手方は、株式会社KOA、契約金額は月額4,180円、契約期間は5年間でございます。5件目は、日吉津村図書館で使用いたします、図書システムの賃貸借契約でございます。契約の相手方は株式会社KOA、契約金額は月額9万7,900円、契約期間は5年間でございます。詳細については、添付をしております一覧表をご覧くださいまして、長期継続契約の報告とさせていただきます。

○議長（山路 有君） 報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） もう少し、ちょっと教えていただきたいと思います。これあの、今回新たに5年間の契約ということで、今の報告をいただいたわけですが、このそれぞれ業者の方が決まっていますよね。県の情報センターであったり、あるいは民間の情報会社であったりだということだと思いますけども、この、相手方との契約方式というのは、どういう形になっておりますんでしょう。例えて言えば、随契なんか、あるいは、競争入札をされたんかどうかということ、ちょっとお聞きしたい。以上。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。一覧表の中で、最初の1件目の担当課総合政策課で業務用パソコンの賃借料でございます。契約の相手方は、鳥取県情報センターとなっております。契約方法は、随意契約でございます。はい、以上です。

○議長（山路 有君） その他は、横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えします。2行目から下、四つのパソコン及びシステムについては、これらの契約、全て随意契約で行なっております。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 申し訳ないんですけども、随意契約をされた理由というのは何でしょうか。あの、お二方にお聞きしたい。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。まず、あの業務用パソコンの賃借料につきまして、この契約ですね、既存の業務のシステムと全て県の情報センターと契約しておりますので、その中のあの業務用パソコンですので、それが理由となっております。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。まず、教育委員会の事務局該当分の上の三つにつきましては、規則第145条、第1項、第1号の規定額以下であるというふうなことで、随意契約、見積もりも取って2社以上で行なっているものです。

それから、一番下の図書システムについては、この近隣で扱ってる業者が1社しかない状況にありまして、これは、ちょっと特別な、特命随契というふうな形で結んでおります。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） もう1回、お聞きしたいと思います。あの、教育関係のKOAとの契約の関係でございます。これあの、随意契約ということですけども、これは例えばあのようやるのが見積もり合わせしたり、なんぼかの業者でということをやるとはですけども、そういうのは手続的にはやっておられるようなことはありますか。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 井藤議員のご質問にお答えします。2社の見積もりを取って、その中で行ったものであります。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。先ほどの井藤議員と少しだぶるんですけども、2点ほど、業務用パソコンは、これは何台分なのかということ、その何台分というのは、役場で使いますパソコンの内の全部なのか、あるいは、ある程度の台数なのか、その辺の概略を教えてくださいたいと思います。

それからあの、教育委員会の図書システムの賃借料、先ほど、扱いが1社ということでしたが、あの図書館流通センターと繋がっていると思うんですが、全国組織の図書供給のセンターですが、図書館流通センターとこのシステムとの関連で、結局1社ということなんですか。その辺ことを少し、

補足いただきたらと思います。以上です

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 前田議員のご質問にお答えいたします。まずあの、業務用パソコンの台数につきまして、39台でございます。これはあの、LG1型とネット型、それぞれあの台数ございまして、更新分にかかる39台ということになります。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 前田議員のご質問にお答えします。図書システムのことについてですが、もちろん、ネットワークとの関連等ございますが、大きく分けて、図書システムには、大規模の図書館のシステムと、それから小規模図書館のシステムがあります。

日吉津村が導入しているのは、小規模図書館のシステムで、このシステム自体は、扱ってる業者が、もうほんと、県内に1社しかない状況にあります。それで、大規模にしますと桁が上がるレベルでの大きな額の違いが出てきますので、やむを得ず、もうこの1社というふうな形で契約したものです。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） あの、今2点目について、それであの、TRCって一般に呼ばれておりますが、図書館流通センターとのネットワークの繋がりは、当然ここにあるわけですね。わかりました。以上で結構です。

○議長（山路 有君） 答弁、よろしいですか、はい他にございませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。先ほど、前田議員からも指摘があったとおりでありますが、この図書システムの賃貸についてなんですが、これについては、結構額が高額なもので、先ほどの流通システム中に、小規模なところの流通システムを選択しておられるということで、まあ、それについてなんですけども、この図書システムというものの自体の、5年間の契約になってるんですが、結構これ、年間でもそのシステムが、さまざまなバリエーションが、今のネット配信とかいろいろなパターンが、さまざまのものが影響して、入れ替えたり云々ということあると思うんですが、その中で、システムのやはり変更なったり修正があったりとかですね、そういう部分では、ここの固定金額の9万7,900円、これが年間にしますとこれ117万4,000円ですか、約120万円を投資してこの図書館システムを運営してるというのは、結構なボリュームの額を投入しとるんですよ。

それから考えていくと、この5年間というものの契約が、妥当なのかなというふうにわたし、少し思うところがありまして、1社しか扱っていないということであるかも知れませんが、例えば2年ス

パンであったり、3年スパンであったりとかいう見直しといいますかね、その辺の考え方というのは、お持ちというか、考えられなかったんですかね。KOAさんでこれ、教育委員会のグロスで、5年間で全部やっちゃいますから、いっしょにしちゃいましょうという考えなのかな、その部分を少し説明しておきたいなと思います。いかがでしょうか。

○議長（山路 有君） 暫時休憩、入れたいと思います

午前10時00分 休憩

午前10時05分 再開

○議長（山路 有君） 再開します。

横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。まず、5年間の契約というふうなことでございますが、当然、5年間あるいは3年、2年と年数を変えますと単年度に支払う額も違うので、それが5年の方が圧倒的に少ないというふうなこともあって、5年間にしたものでございます。そして、システムはご指摘のあったとおり、時代の流れ等によってどんどん変化していくものではありませんが、システム自体を変えるというふうなことは、それまで、そのシステムでやってきた職員等にとっても、すごく大きな負担にもなりますし、それを単年度で、システム自体をどんどん変えていくというふうなことには、なかなか困難もあるものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 単年度で変えるより、5年間スパンの方が要するに固定費の月額9万7,900円、年間117万4,800円というものについては、やはり、経費削減の上から、妥当であるという見解のもとで、理解をさせていただきました。

それでそのまあ、5年間は云々にしてもですね、例えば、システムの変更の場合には、やはり職員さんのとまどいもあったりして、それは、あまりよろしくないよということでの対応だということは、今お伺いをしたわけなんです。これもやはり、その間に変わったり云々という可能性があると思うんで、その場合については、月額の契約の金額もこれででてますし、支出予定額もここで明示をされているんですが、その場合にはやはり、変わった場合には、別予算としての対応で、そこは、変更対応をしていくという考えで違いないでしょうかね。以上です。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） 橋井議員のご質問にお答えします。このシステムについては、今契約をしていますので、何かその、変化が起こった時にこの契約を変えるものではございません。

それから、このシステムを当然、バージョンアップは常にされていくものでございますので、ある程度の変化等には、また、業者の中でも対応はされていくところであります。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3 番 橋井 満義君） はい、たびたびすいません。しつこいようですが、業者の中で、システムは改善をされていくというのは、業者の責任に基づいて、トータル 587 万 4,000 円は変わらないよということの、今説明でありました。わたしが申し上げているのは、これがバージョンアップしたり云々した時には、このお金で収まらないものは、補正なり云々ということで対応されていくことに間違いはないですか、というふうに先ほどは質問したわけで、その質問は、回答といたしますか、お答えいただくのは、このままで、ずっとそれはやっていくんだけれども、プラス、アルファが生じた時のお金は、どういうふうに対応されるんですかということは、わたしは聞いておりますので、その点をご答弁いただけたらと思います。

○議長（山路 有君） 横田教育課長。

○教育課長（横田 威開君） はい、橋井議員のご質問にお答えします。そのシステムの新たなシステムの導入等、図書館運営上必要となったと判断した場合には、当然補正予算等を組んで、お願いすることになると思います。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で質疑を終わります。

日程第 4 議案第 18 号

○議長（山路 有君） 日程第 4、議案第 18 号専決処分の承認を求めることについて（日吉津村税条例等の一部を改正する条例）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第 18 号日吉津村税条例等の一部を改正する条例の専決処分について提案理由のご説明を申し上げます。

これは地方税法等の一部を改正する法律などが、令和 4 年 3 月 31 日に公布をされ、その一部が同年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 31 日を期日として専決処分を行ったものでございます、主な改正内容についてでございますが、商業地等に係る固定資産税の負担調整措置の、上昇幅を軽減するもののほか、個人住民税の住宅借入金等特別控除の期間延長を規定するもの等でございます。新型コロナウイルス感染症の影響が、引き続いて

いる状況下において、景気回復に万全を期すことを考慮したものなどが、主なものとなっております。

以上、議案第 18 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） では、説明が終わりました。これから質疑を行います、質疑はありませんか。
三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番、三島です。あの、直接この条例についてっていうことではないですが、全体の例規集を見た場合に、現在の内容が令和 3 年 3 月 31 日っていうふうに、あのホームページでは出されてます。そういうことについて、これを調べた時に、本当にこれでいいのかなってことを思いましたが、これは、あの情報センターですか、いつこれは訂正がされるのかなってふと思いました、その点はどうぞお考えになってるんでしょうか。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。例規の更新につきましては、議会が終わりまして、それをまとめて業者の方に発注しております。それがちょっと、もう毎回ということでは今していませんので、更新時期がちょっと遅れてしまっている状況がございます。それであとちょっとあの、見ていただく方に、実際のものとは違うものを閲覧していただくこととなりますので、その辺なるべく早く更新できるように、ちょっと、努力していきたいなというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） よその町村ですね、市町村見た場合に、もう 4 月 1 日、令和 4 年 4 月 1 日内容っていうことにもう変わってます。日吉津村は、わたしは、何でこんな遅いのかなっていうふうに思ってますので、その点もやっぱり、あの改正されたらすぐしていただくように、これは、あの検討というか、よろしく対応していただきたいと思います。

それとこの、今回の改正の中に入りますが、商業地っていうのがありますね、それが 5 パーセントから 2.5 パーセントに減額っていうことが出されてますけれども、日吉津村で考えた場合に、それは全体になるんでしょうか。日吉津村が商業地っていうのが決められてますか。その点をお伺いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。商業地等ということで、商業地全般と、後は駐車場とかそういうところが対象になってくるわけですが、それは、その地点地点で、その上げ幅が異なっておりまして、実際ここだという限定ができないんですけども、それぞれのところでの対象地を抽出し、計算することは可能です。以上です。ちょっと、違いますかいね、すみません。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 可能ですっていうことなんでしょうね。あの、してもらえるとところと、してもらえないところとあるということでしょうか。全体でそういうふうにしますっていうことではなくて、日吉津村で自治会といえ、上1は該当しますけども富吉はしませんよとか、そういうことがあるのかどうなのかっていうことですね。担当者の方で、個々にこうやっていくっていうのはた、いへん難しいかと思えますけども、それがちょっとお聞きしたかったんですけども、どこかで該当するのかなっていうこと。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員の質問にお答えします。すいません、あのちょっとわたし、勘違いしております、今までこの土地に対してそれぞれ上がってきてるところ、つまりはあの固定資産税の評価額基準額に100パーセントに近づけるということが基本にありまして、そこに向けてどんどん上げてきております。それが上がる幅が、それぞれの土地の場所で違うので、もうそこに近づいてるところは当然上がりませんし、まだあの、低いところは上がっていくということでございます。それが、各途中の状況で確認するしか、方法がないということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、もう1回ありますよ。ああ、ごめんなさい3回ですね。他にありませんか。

橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ちょっと1点だけ、納税証明書の交付手数料、これ冒頭にあります1ページ、今回は第18条の4項というところ、4項の2納税証明書の交付で括弧書きに新に、同じく382条の4に規定する当該証明書、ここから後ですね、に住所に変わる事項の記載をしたものの交付を含むということが足されております。それは、この10ページの台帳の閲覧の所にも、この規定項目が追記されておるんですが、これ、住所に関わる事項の記載ということは、住所に変わる事項というのは、現実的にはどのようなことがあるのかということ、まずお願いをしたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えいたします。この法律、引用しております法律が、382条の関係になってきますけども、そこではあの、基本的3項目ありまして、その法の改正が、一つは住所を削除してもいいということ。それからもう一つ、二つですけども、住所に代わるものとして適当と認める事項の記述とか、市町村が適当と認める措置を記載することができるとか、ということ、という3項目ありまして、基本的には、住所の削除ということが可能になってくるかなと思ってお

りまして、その法律の改正の、市町村が必要と認める事項っていうのが、ちょっとなかなか分かりにくいかと思っておりまして、具体的な例が、ちょっと今思いつきませんが、基本的には、住所を削除したものを出せるというところが、関わってくるんですけども、法の改正の条文の中に、このことが盛り込まれておりますので、表現としてはこ、ういった形になるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。ということは、例えば固定資産台帳で、どここの土地の固定資産の課税台帳をですね、閲覧をしたいと、調べたりという場合に、住所を削除をしてもよろしいということが適用されたものについては、今後、どのようにしてその、例えばですね、不動産の土地の売買という例ですけれども、売買しようと思った時に、例えば100番地、200番地が特定できないというのは、どういうふうにそれを、今度は、確認する方法ができるんでしょうかね。

法務局に行けば、土地の地番はそこで公図の閲覧なり、公図の取得申請をすれば350円、登記簿謄本600円出てきます。けども、固定資産の課税が、いくらこの土地があるのか、どうやって、今後確認すればそれが解消できるんですかね。そこをちょっと、この項目で不可思議なことがあるもんで、どんなもんでしょうね。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。この住所の削除っていうのは、所有者の住所ということでございまして、その所有者の方の住所が公になることによって、例えば、その方の生命とかに危険を及ぼすことがある場合に、削除できるということの規定でございますので、土地の表示自体を削除するわけではなく、所有者の住所の表示を削除できるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。今ので分かりました。要するに、土地の住所は削除しないけども、所有者の住所を削除ということですね。たいへんこれ、まどろこしい。要するに、所有者の住所は、言葉が適切かどうか、隠匿してもいいということですね。まあ、削除するということですから。まあ要するに、所有者は分からない、けども、地番は名無しの権兵衛はいけませんから、それは分かると、ということは、土地の住所で所有者を調べたければ、法務局へ行くしかないね。法務局に行ってこの地番の、土地の登記簿謄本を閲覧して、この人の橋井なにがしが、登記簿の記載事項の欄の所に、載っておる人の住所はそこで確認、所有者とそれは、確認できるという方法しか取りようがないということですね。そんなもんですかね。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 橋井議員の質問にお答えします。えーと今、固定資産縦覧とかございませぬけども、そういった中でも、所有者の情報になかったりしておりますので、基本的に、土地の情報なんかは、第三者が調べられる場合は、そういった形になります。以上です。

○議長（山路 有君） 他にありませんか。

はい、前田議員。

○議員（前田 昇君） 7番、前田です。あのちょっと、昨日いただいたので、ちょっと読みこなしてない部分があるんですが、このあの、条例案の7ページですね。7ページの36条の3の3に、村民税に関わる扶養の申告書ということがありますが、まああの、村民の申告に関することなので、ちょっと概略で結構ですが、ここにあの、特定配偶者っていうものが登場しているわけですが、この特定配偶者っていうものの、こういう名称が出てきた意味合いですね、この辺を少しご説明いただいたらなというふうに思いますんで、よろしくをお願いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。この7ページから8ページにかけての改正につきましては、扶養親族のことの改正でございまして、扶養親族等申告書っていうのが法の規定の中で、194条の中にありますけども、年末調整の時に、これはいっしょに出す扶養親族の申告書というのがあります。そのこととございまして、確定申告とは別になりますけども、その中の記載で税の控除でいうところの、配偶者特別控除、そこに該当する方の記載が義務付けられたところが、この特定配偶者の氏名ということでの、改正になってるということとでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。年末調整のことがちょっと分かりにくいんですが、年調の時に扶養の配偶者について、新しい形になったということなんでしょうか。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えします。その書式の中で、今までは、この特別配偶者、特定配偶者の記述欄がなかったと理解しております。それが今後、記載をすることになってくるということとでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） また教えていただいたら、その要するにそこで、特定配偶者っていうものが登場してきたあの意味合いがですね。まああの、伺いたかったので、その辺がちょっとあの、聞きたいところなんですけども、まあ分かれば教えてやって下さい。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。その税の控除の関係の内容についてですけれども、配偶者控除と配偶者特別控除というのがありまして、配偶者さんの所得に応じて段階的に控除が取れるということが決まっております。それが、今の配偶者控除については、所得が48万以下の配偶者さんが配偶者控除取れまして、配偶者特別控除は段階的でありますけれども、48万から95万までのところがから始まってくるんですが、そこは、配偶者控除と同額が取れるんですけれども、配偶者特別控除という扱いになってまいりまして、以後、配偶者の所得の階層に応じて、配偶者の所得が133万未満まで、最低は、3万円の控除が取れるんですけれども、そういった控除の段階ができてまいりましたので、その分の、今までは、その38万円の控除が取れる方が対象だったのが、それ以外の方も階層的に対象になってくるので、その方の記述が必要になってきたということで理解しております。以上です。

○議長（山路 有君） ほかにありませんか。ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論終わります。

これから議案第18号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第18号は原案のとおり承認されました。

日程第5 議案第19号

○議長（山路 有君） 日程第5、議案第19号専決処分の承認を求めることについて、（日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

○村長（中田達彦君） ただいま議題となりました、議案第19号日吉津村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について、提案理由を申し上げます。これは、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布をされ、同年4月1日から施行されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日を期日として、専決処分を行ったものでございます。

改正内容は、国民健康保険税の医療分に関する基礎課税額の上限度額を、63万円から65万円に、後期高齢者支援金分に関する基礎課税額の上限、限度額を、19万円から20万円に、それぞれ引き上げるものでございます。

以上、議案第19号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議ご、承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 4番、三島です。国民健康保険の調停っていうか、それは、6月1日でしたかね。それ、されると思うんですが、確定申告が終わりました。ですので、その、昨年の全体的な所得っていうか、それはあの、上昇を見られたのか、それとも減って来ておるのかっていう、そのところをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） はい、三島議員の質問にお答えいたします。現在は、まだ集計期間中ですので、全体の状況まで把握できておりません。課税が、6月1日現在で課税になるものから、それに向けて、今整理をしているところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 一つずつ言って申し訳ないですが、全体的にです。国保だけではなくて、全体を見た場合にどういうふうに、あの申告があったかなっていうことを思いました。

国保は6月1日ですでにいかれると思うんですけれども、その点をちょっと、全体的にどうだって、日吉津村の全体的所得どうだったんだろうっていうふうに思いました。申告を受けておられてですね。

それから見てみますと、63万円が65万円に、そしてあの、後期の高齢者支援金が19万円から20万円ということで、3万円が上がってくるわけですけれども、これは、基礎限度額の額ですけれども、これに合わせて、ま、ここにあの、今回は、出ておりませんっていうか、後期高齢者は、県1本でやられるからここに載ってないんですが、それも今後、変更があると思いますけれども、その中で、この3万円を日吉津村でも上げていく、上げないといけないっていうふうに考えられて、ここ出されたと思うんですけれども、これを上げないっていう検討はされなかったんでしょうか。

あの国保の審議会を持たれて、決定はされたと思いますけれども、国保の審議会を持たれて、決定はされたと思いますけれども、どういうふうな意見があったのかなっていうことをお聞かせ下さい。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 三島議員のご質問にお答えします。まず、申告を受けての傾向がどうだったかということだったかと思います。全部わたしが受けてないものですから、何とも言い難いところなんですけども、申告だけでの所得の比較が、システム上できないものですから、わたしの主観になってまいりますけども、だいたい、同じぐらいだったかなというようなイメージを持っております。

それから、この度の限度額を、合計で3万円上げるということでの経過でございますが、基本的には、法の改正に基づいてやってきているところでございますので、限度額は、所得の高い方が対象になって参りますから、その分を全国的に上げていくということでは、日吉津だけしないという選択肢は、ございませんので、それに基づいて上げさせていただいてるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにございませんか。

ないようですので、質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。これから議案第19号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第19号は原案のとおり承認されました。

日程第6 議案第20号

○議長（山路 有君） 日程第6、議案第20号専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回））を議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第20号令和3年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第11回）の専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日を期日として、専決処分を行ったものでございます。

2ページをご覧ください。すべて繰越明許費でございますが、情報システム等整備事業につきましては、事業の実施に向けた契約にあたり、運用方法や回収事項を検討し、計画の見直しを行ったため、3月31日までの方支払い完了が困難となり、次年度へ繰り越しを行うものでございます。ホームページ機能改善業務につきましては、操作研修等の一部の業務が、新型コロナウイルス感染症拡大の影響

により、3月31日までの実施が困難であったため、次年度へ繰り越すものでございます。

子育て世帯臨時特別給付金事業につきましては、3月議会で繰越事業としておりましたが、3月の途中で、国から、年度内の支給を次年度へ繰り越すよう指示があったため、繰越明許費の額の追加補正をするものでございます。

以上、議案第20号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから、議案第20号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案は、原案のとおり、承認することに賛成の方の起立を求めます。

[全員起立]

○議長（山路 有君） 全員起立と認め認めます。したがって、議案第20号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第21号

○議長（山路 有君） 日程第7、議案第21号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。

中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま議題となりました、議案第21号令和4年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算補正予算（第2回）でございますが、歳入歳出それぞれ、1,278万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ、34億3,535万9,000円とするものでございます。

7ページをご覧ください。歳出では、第2款総務費、第1項総務管理費、第5目企画費の負担金補助及び交付金に1,190万円を計上しておりますが、これは、うなばら荘の閉館に伴う、一般財団法人うなばら福祉事業団の清算に係る補助金の増額でございます。

その他、全体を通しての人件費につきまして、職員並びに会計年度任用職員の人事異動、昇格等に

伴う補正を行なっております。

続いて、歳入について申し上げます。5 ページをご覧ください。第 18 款繰入金、第 1 項基金繰入金、第 1 目財政調整基金繰入金に、1,278 万 5,000 円を計上しておりますが、これは、歳出の増額分を財政調整基金繰入金で調整しております。

以上、議案第 21 号の提案理由の説明とさせていただきますので、よろしくご審議、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） 4 番三島です。先ほど説明がありましたけれども、企画費の補助金 1,190 万ですが、うなばら荘の清算費ってということで説明をいただきました。これはあの、20 ページで調書は示してありますけれども、ここには、以前のとおり、限度額に同じってということで掲載がされておりますが、清算額が決まったのなら、ここに 1,190 万を入れるべきではないかっていうふうに考えるわけですが、この点はいかがでしょう。

それと、その下の方に、複合型子育て拠点施設の事業についても、限度額に同じってことが上がってます。これは多分、3 月 31 日までの支出を見て、5 月までに調整をするのでということがあったかも分かりませんが、これも決まってるのかなっていうふうに捉えますが、いかがでしょうか。その点お伺いをいたします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。債務負担行為の額の表示の件でございますけれども、まあ当初、補填する額は、限度額に同じという表現をさせていただいておまして、これまでも、清算の段階でも、この額というものは、改めて明示することはなかったというふうに思っておりますので、これも表示でいかせていただくというふうに思っております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。小原課長、下の複合型の数字が入っていますね。これについても答えて。

橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 三島議員のご質問にお答えいたします。先ほど、総務課長の答弁と同様となりますけれども、同じ考え方で、限度額という表記の仕方をさせていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） 三島議員。

○議員（4 番 三島 尋子君） これまでの限度額ってというのは、決まらないので、限度額に同じって

金額を入れてきたと思いますよね。それであの、議会も通してきたと思いますよね。それで、議会も通してきたと思いますが、先般の出された時に、清算がわかるまでっていうことだったと思いますが、もう清算額がわかった時点では、これは、限度額と同じではなくて、金額を入れてくるべきだと思いますけど、もう一度、その点をきちっとしていただきたいと思いますが、それは、いかがでしょうか。1,190万っていうのが出てますね、もう、それは清算額にはならないんでしょうか。それを限度とするって額には、今後また、出るっていうことなんでしょうか。それをお聞きします。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えします。今、1,190万という補正をさせていただいております。これにつきましては、現段階で、清算に係る補填がこのくらい必要だろうということで、見込んだ数字プラス、若干の予備的な金額を上積みさせていただいて上げております。ですが、これが、最終的に清算結了が終わった段階のものではございませんので、もしかすれば、あのまた、必要なものが出てくる、出てく、今の段階では、この表示でさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） はい、三島議員。

○議員（4番 三島 尋子君） 課長が説明されることは、わからないでもないんですけども、じゃあ、今の時点で清算額のこの額を、ここに出してくるっていうことが、適当かどうかってことを思いますが、みんな終わってから出してくるっていうことにはならなかったんでしょうか。そういうことでは、ならないですかね。なんかそこら辺が、なんか次々増額されてくるっていう考え、捉え方をしますけども、それは、少しも何かおかしいじゃないかなと思いますが、清算をされて、金額が1,190万今回出てきたっていうふうに思ってるんですけども、そのところがちょっと、お伺いをもう一度します。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 三島議員のご質問にお答えいたします。少し説明をさせていただきたいと思いますが、3月30日の時点で全協でお話をさせていただきました。今あの、職員労働組合の方と、交渉中だということで話をさせていただき、その後の交渉では、退職一時金につきましては、3ヵ月の上乗せをさせていただく提案をしたいということをお願いをさせていただきました。その後の組合との交渉の中で、3ヵ月ということでご提案をさせていただいて、組合側と妥結いたしました。

その金額は、3ヵ月なんですけど、その支払い時期につきまして、やはり、それをいつまでも、生活補償金という意味もありますので、先ではなくて、4月内の支払いにさせていただきたいということ

で、4月中のお支払いを約束させていただきました。

そうしますと、あの、今日のこの段階で、その予算を通していただかないと、4月中の支払いができませんので、現段階で臨時会を開いて、お願いをさせていただいたという経過でございます。

ですので、しかしながら、今もう大分、4月下旬になりまして、これからの支払見込日ですとか、だいたい、つかんでるつもりでございます。ですので、まあ大きく、これから清算額が変わることはないというふうには思っておりますけれども、先ほど申し上げたように、これで、本当に確実なものということもなかなか保証できませんので、こういう状況で、表示させていただいてるということでございます。 以上です。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 7番、前田です。今の点にも関連しますが、予算書の7ページの清算に関わる補助金1,190万ということで、確認としてあの、この積算根拠を、まあ、積算式といいますかね、あの何人の方にどういった支出で、その他の事務費とか、その辺を教えていただけたらと思います。それが1点。

後2点ありますが、あの、その下の税務総務費の職員手当のところに、会計年度職員の方の時間外勤務が6万円補正されておりますが、会計年度職員さんの状況を全ては把握してないんですが、ここで時間外を追加で補正された意図、あるいは経過について説明をいただきたいと思います。

それから3点目はですね次のページの8ページに衛生費の中で、環境衛生費の会計職員の方の給料が減らされておまして、これはあの、もしかしたらその上の一般職が増えてますので、その関係でこれも人事異動に伴うものなのかなというふうには思いますが、まあちょっと、そこを確認の上で、状況をお聞かせいただいたというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員のご質問にお答えします。清算金の1,190万円の積算根拠ということでございますが、今回の補正で大きなものは、先ほど申し上げました、退職一時金の上乗せ分ということになります。それで、3月に補正いたしました、3,300万という金額の中に、今申し上げた3ヵ月分という中の、0.6月というのはその時点で含ませていただいておりますので、残りの2.4月分というのが、まあ830万ほどございます。それが一番大きなものになります。

それと、モロモロ清算していく中で、やはり、消費税が見込みよりかなりかかってくるということがございまして、それがまあ、だいたい200万程度です。その他、看板の撤去費とかいったものにかかったり、3月までの一応清算という形ではさせていただいて、見込みを立てたんですけれども、い

ぎ、清算をしてみますと4月になってからの支払いといったものが、結構ありまして、本来、事業を継続してれば、4月の支給支払い分ということで処理するんですが、それがここまで3月終わっているために、その前の年度にも入ってくるということで、そういった金額が若干あって、あと、予備的な費用を200万円ほど見させていただいております。この内に200万ほど見させていただいております。それ合計額が1,190万ということになります。

それから、会計年度職員さんの時間外ということなんですけれども、こちらはですね、一般職の給料が減額になっていると思いますけれども、ここが、先ほども議会の時に申し上げましたけど、仮の職員をいろいろ配置しておりまして、それを今回、人事異動確定して改めたというところなんですけど、一般職はちょっと想定してつけてたもんですから、そこが減額になって、新たに会計年度職員さんを持ってきたことによって、会計年度職員さんの時間外を加えさせてもらったということでございます。

それと衛生費の方ですけども、ここの保健衛生総務費の一般職さんにつきましては、これはあの、新規の職員が追加になっておりまして、その関係ですが、会計年度職員さんですね。

すみません、もう一度、もし質問の内容をお願いできたらと思いますけども、よろしいですか。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） 環境衛生費の会計の職員さんが、これは、一人で減したのかなってところの確認でした。一人減したけども、人事異動で一般職の職員が、この保健衛生総務費の方に配置された。あるいはまあ、公害対策に配置された。まあ、そういった関係で会計年度職員さんが、ここで減になったのかなということを確認をしたかったということです。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） はい、前田議員の質問にお答えします。その下ですね、公害対策の方に正規職員を増やした関係で、会計年度を減にしたということでございます。申し訳ありません。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（7番 前田 昇君） はい、わかりました。2点目のことについてですが、会計年度職員さんの時間外勤務手当ってことなんですけど、税務の関係で、その時間外を今回補正をする必要があるっていうのは、勝手な憶測でいうとまあ、時間外の徴収事務とかそういったことなのかなとは思いますが、まあその辺を確認をしたかったのと、一応そういうことで、基本的には会計年度職員さんが、時間外を勤務されるっていうのは、そうそうないという理解をしてるもんですから、そこで、あの他にもあるのかも知れませんが、特にここについては、どういった事情かということのを伺いたかったということです。その辺を、もうちょっと補足いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○**総務課長（小原 義人君）** 前田議員のご質問にお答えします。会計年度職員につきましても、一定の前年の実績等によりまして、額の予算計上させていただいておりますし、会計年度任用職員制度になりまして、勤務の中で、やはり時間外ということも、なるべくしていただかないようにはしておりますけれども、必要に応じては、職務に応じては、今やっただくようにしておりますので、そでご理解をいただきたいと思います。以上です。

○**議長（山路 有君）** 前田議員、もう1回質疑できます。

○**議員（7番 前田 昇君）** 結局ここで、あの今回、税務、総務に補正をしたというのは、具体的には、どういう時間外を想定しているかということで、お答えいただきたらと思います。

○**議長（山路 有君）** 小原総務課長。

○**総務課長（小原 義人君）** はい、前田議員のご質問にお答えします。例えば、前年で言えば、国民健康保険税の担当をさせていただいたりしておりますので、夜の会議、例えば、先ほど言われた国保の運営審議会等に、出ていただいた時の時間外というようなことになります。以上です。

○**議長（山路 有君）** 他にございませんか。

井藤議員。

○**議員（2番 井藤 稔君）** 2番、井藤です。1点お聞きしたいと思います。20ページの債務負担行為の一覧表がございます。その中で、下の五つありますよね、過去の支出の経緯がないのと五つあります。具体的にいきますと、第2期鳥取県自治体情報セキュリティクラウド負担金以下でございます。この関連についてちょっとお聞きしたいんですけども、あのこの上の三つですね、これが令和4年度から令和8年度の5カ年の、多分、これはあの、最初に議題になりました報告第2号の関係の、長期継続契約との関連があるのかなというふうに、1点はみたんですけども、その点どうなんでしょうか。

それからあと、下に二つあります。これは2年度、令和5年度と6年度についての、いわゆる債務負担行為であります。議会広報誌の制作業務印刷製本費と、村広報誌制作業務印刷製本費の二つ上がってますけど、これは、どのような事業内容で、2年の多分継続事業か継続契約かよう分かりませんが、この辺りは、どうなのかということをお聞きしたいと思います。

○**議長（山路 有君）** 福井総合政策課長。

○**総合政策課長（福井 真一君）** 井藤議員のご質問にお答えいたします。20ページの表、下から5行目のところ、自治体情報セキュリティクラウド負担金、インターネット回線負担金、セキュリティ対策の負担金、これは、3年度からの事業でございますので、まだ額が確定しておりませんので、あの0という表記になっております。と、下二つですね、議会広報の作成業務と村広報誌の作成業務、

これあの、えっとですね、今回の議案の3ページですね。債務負担行為、3ページの債務負担行為、議会広報紙の165万9,000円と村広報誌の方が720万、これは、令和4年度、5年度、6年度、の債務負担の5、6の債務負担なんですけども、3カ年契約を予定しております。内容につきましては、あの議会だより、あのご存知のとおり議会だよりと広報ひえづを、3カ年で契約させていただいて、業務の効率化を図るものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 井藤議員。

○議員（2番 井藤 稔君） 2番、井藤です。業務の効率化をはかるということでお聞きして、誠に聞きやすいことばなんですけれども、具体的には何か変わった内容が出てきますか。その業務の効率化っていうのは、今までの、いわゆる契約内容と違った、今までの予算付けっていった方がいいかも知れません。変わった内容っていうのは、なんか具体的に出てきますでしょうか。

○議長（山路 有君） 福井総合政策課長。

○総合政策課長（福井 真一君） 井藤議員のご質問にお答えいたします。従来単年契約、基本は、そうなんですけども、あの、これによりますと毎年その契約業務の事務作業を行います、昨年度、令和3年度には、公募型プロポーザルを行いまして、委託業者側からいろんなご提案を受けて、発注先を決定したところでございます。あの、行政側の業務の効率化も図れます。ただ、日常的に行ってます広報誌の編集作業っていうのは、そうそう変わるものではございませんが、受注者側からしてもですね、複数年契約することによって業務の効率化も図れますし、業務も継続的に受けられるという安心感もございますので、このようにご提案させていただいております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、ほかにございませんか。橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。うなばらの問題です。7ページ総務管理費企画費で、負担金、補助金及び交付金で、今回、うなばら事業団の清算事務費用の補助金として、1,190万円の計上がされております。

本件については、常々、わたしも申し上げておりますが、20ページにこの債務負担行為の、先ほども同僚議員からの指摘もあつたとおり、支出金額の部分がうなばら荘運営清算のために、一般財団法人うなばら福祉事業団が補填する額ということで、文言明記で金額は指定されておられません。

それですね、今回の中で時期も時期ですから、雰囲気的には、これで組合との話が終わるんだから、というような安堵の気持ちをわたしは一つも思っておりません。と言いますが、これは、令和3年度の年度末において、先ほども課長が申されたとおり、3,300万円の補填をしました。そして今回、1,190万円です。プラス本年度4月の当初予算には、本事業を清算するための約2ヶ月分の、人件費分が確か400万円ぐらい見ておられましたと思います。併せて、約合計すれば約5,000万円。それで

今回は、この節分 18 節の節分の中の分解ができなかって、どうかなと思ってたところ、同僚議員が質問をされた中でわかったのは、これは、今後事務処理の清算するために残って、残務整理をするものではなく従業員の皆さんに対する、要するに、労組との話し合いの交渉の額であることが、先ほどの質疑の内容でわかりました。

分解してみますと 3,300 万の昨年度の中の 0.6 月分は、その中に包含をし、残りの 2.4 カ月分のはずね、約 830 万、そして税金分、そして、看板撤去及び予備費等で 200 万円で、合計約ここで 1,190 万円の予算を立てたということがようやく理解ができました。それで、わたし思ったのが、先ほども積算根拠の中で言われたとおり、今回の 1,190 万円で終わらないんだなということが理解できました。

ですので、これは、債務負担行為の限度額に同じの項目を、改変と言ったらいけませんね。固定金額の明示は、これではできないということは、まだ、出てくる分は、ここで保護をしたいということが見て取れました。

それでですね、ここの部分の云々ここで言ってもいけませんので、要するに、限度額が書けないということがわかりましたので、これで終わりの清算のですね、目途とすれば 4 月中に支払いで、組合との妥結ができたということ伺いをしましたので、あと例えばですね、まあ今回これ 1,190 万の補正なんだけども、概ねあとどれくらいいってですね、いつ頃の最終的にはいつ頃にこれが終わるのかなということを聞いておきませんか、財布の出所の用意もしたかんといけませんし、銀行さんからなんぼ借りてくうかもわからないのを、だろーう運転でまた 1,000 万もいるなんていったらたいへんなことなんで、その辺の感覚はいかがお持ちなんですか。その点をちょっとまず最初聞きたいです。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 橋井議員のご質問にお答えいたします。まず、ちょっとひとつ、新年度予算につきましては、319 万円でございますので、お伝えをさせていただきたいと思っております。それとあの、清算の時期なんですけれども、今、5 月中をめどに清算を終わりたいというふうに考えております。

建物につきましては、5 月の中旬ぐらいには、新しい業者に移りますし、その時点で、土地についても西部広域の方から返還をしていただくという予定にしております。まあ、そういったことも進めながら、清算自体は、5 月中には終わりたいなというふうに思っております。その清算が終わりましたら、評議員会で開いて、清算終了の報告をさせていただくということになっております。

ですので、先ほども答弁させていただきましたが、今回の 1,190 万円でおそらく、これからの支出見込みにつきましては、支払いができるだろうというふうには、考えておりますので、今の段階では、見込めるものがすべて見込んであるということです。

ただし、先ほども申し上げましたけども、またそれはそれで、じゃあ、間違いないかということではございませんので、債務負担行為につきましても、こういった表現にさせていただいてるということで、ご理解をいただきたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。要するに生産見込額は、まだ、きちっとは出せません。出す自信もない。限度額は表記できません。ということが明らかになったわけであります。まあ、この点について、感情論で話をするということでもないわけですから、要するに、後々5月中を目処に、解散のきちんとしたものをしたいということになりますと、あと、今回従業員さんの妥結の部分は、充当して、決了が見込めるだろう。けども、この後には、この1、2カ月は、今の事務長か誰か知りませんが、あと一人か二人かの人件費がそこには、今回の当初予算で上げてありましたね。けども、不確定ですからね。そうすると、タイミング的には、5月に終わって6月の議会の時にはですね、若干の補正は、そのタイミングで6月に提案をされてくるのか、5月中に臨時会を開いてされるのかということかなというふうにまあ想定をしてる。まあ、それはそれとして、執行部の方が考えられてのことですので、そのようになるのかなというふうに思ってるところです。

まあ、この1,190万円が今回こう出てきて、わたしは今までの、要するに累積負債の部分のやつを合計して、グロスで考えることが好きなもんですから、約3,300万、約1,200万、それから後の、人件費が310万、それにプラスアルファ今後出たとしてもですね400万、今後ね、ここで約5,000万使います。ですから、今年度のここに5,000万を投下して、不意な出費をするわけですね。これと同じ事例が何があったか、村の予算作りで、教育関係のところの資料館の移動したあの小屋、陶芸小屋あれが約5,000万ちょっとしました。

びっくり、あっ困ったなという時にこれだけのやつが去年、そして今年に、約同じ程のボリューム、かたや形は残ってますからもういいですが、予算と銭のお金の使い方、そういうふうなものの事例がわたしは今例に出してお話をしたところです。こういうお金の使い方なんです。それでわたしは、このお金の行方の云々というのは、今質問したから分かるんですけども、わたしね、このうなばら荘の理事会並びに評議員会というシステムがありますよね。ここの中で、今回の清算の金額なり事業の内容なりことは、みなさんで議論をされたんでしょうか。

そしてね、これ会社でいいますとね、経営責任がすごく重大なんですよ。わたしはそこが今回の予算等についてね、わたし、一向にそこが見て取れないんですよ。特に村長は、理事長ですから、経営者ですよ。それでこのお金は、債務負担行為というのは、要するに借金、ところがそ、れを充当していくのは税金なんです。

だから、わたしはその税金を、今回言葉が適切ではないかも知れませんが、終わりですからというような浪花節のようなですね、まあ、なんとかこれで終わらだだけん、何とかしてあげないけんわ。というようなものの考え方では、わたしは、税金を納めていただいている村民の方にですね、説明がわたしできないんですよ。

そこで、村長に聞きます。村長の給与カットをせえといいませんけれども、それは、どういうふうに考えられるかは、自分の考えですから、その点でわたしね、この、経営者としての責任といえますか、考え方の、基本的なものの考え方というのを、お伺いしたいと思います。いかがですか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。うなばら荘、一般財団法人うなばら福祉事業団の経営に関する事で、ご質問いただきました。理事会並びに評議員会を、3月になってからだったと思いましたが、この中で一度開催をさせていただきまして、そこで、現状を報告させていただき、そして、皆様方の方からご意見をいただく、そしてあの今後の清算に向かっているスケジュールについても、ご説明をさせていただいたということでございまして、後は、先ほど総務課長からもありましたけども、清算終了に伴いまして、もう一度、理事会なり評議員会を開催をして、清算を終了するというようなスケジュール感で考えているところでございます。

この、経営の責任ということで、議員の方からご質問のところでございますけれども、こちらにつきましては、おっしゃいますとおり、これまでうなばら荘の運営を行って行く中で、この一般財団法人のうなばら福祉事業団の債務の部分については、税金の方から補填をして、させていただいているところでございます。この経営については、わたしの方就任をしてからも、うなばら荘のこの魅力化を向上していこうということで検討会も立ち上げて、いろいろご意見もちょうだいをしつつあったところであったわけですが、そういった中でこの新型コロナウイルスということが発生をしてきて、なかなか、通常の営業ならびに売り上げもままならない状況っていうのが、ここ2年続いてきたというところが、実体かというふうに思っています。

その中で当然、西部広域の方にも話をさせていただいて、指定管理者納入金の入金の特免をいただいたりということであったり、あるいは、いろいろな営業面におきまして、まあキャンペーンをするであるとか、いろいろ工夫をする中でやらせていただいていたところでございます。

そういった中におきまして、この度の補正、あの3月末をもって、このうなばら荘は、閉館ということになったわけですが、本当に、この約半世紀50年というのの重みというのを改めてわたし自身も実感したところございまして、これを閉めていくということが、われわれにとりまして初めての経験でございまして、あのまあ、いろいろ勉強しながら今向かって、この清算に向かって

いるというのが実態のところでございます。

で、あの組合の方と話をしまして、この退職一時金の上乗せ等3カ月をするような話をさせていただいたところでございますけれども、ここの部分につきましては、今後新しい事業者の方が、営業していく中で、土地については、日吉津村から賃貸借ということで貸すということで予定をしておりますので、この部分の、いわゆる賃料の収入を、最初のしばらくの分は、ここに充てさせていただきたいというような考えで、今は考えているところでございます。

まあなかなか、コロナということもありまして、思いどおりの経営が行かなかったということについては、非常にもどかしい思いもしながら、村民の皆様には、貴重な税金を使わせていただくということが重なったということで、非常に心苦しいという中でございます。さまざま、努力もさせていただきながらやってきたところでございます。まあ最後、責任をもって、最後までこの結了迄なんとか向かっていきたいというふうに考えているところでございますので、どうか、ご理解を賜ればと思います。以上でございます。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（3番 橋井 満義君） 3番、橋井です。これで最後になりますので、村長の気持ちもお伺いしましたので、その姿勢の云々というのは、これ以上云々にしても、酷かなというふうに思います。

わたしあの、最後にですね、このうなばらの評議員会、理事会の機能なんですけども、今回、この補正予算が計上される理事会、評議員会の方々はですね、まあ、前回の3,300万もそうなんです。この金額の部分についての、それを示されて、その会議に諮られたようなことが、わたし聞くところによると、そうないような気がしてるんですよ。

理事会の運営はこういうことで、要するに、国語の文章だけ、いついつ結了してこういうふうになっていきますという時系列の話をされて、こういうふうにして解散をしたいということ。やはりね、今回一番大きいのは、そのストーリーじゃないですよ。金額なんです。税金なんです。わたし、その部分は、やはり反省すべき点は、わたしの、最後の質問になります。この一点が一番大きい。金額認識がない。金額認識があった場合には、おら、やめいわというような人まで、わたし、ある時に聞きました。

それとも、11月には今年の、ここはもう解散するんだよということが新聞にも何も出ましたよね。それからあと、12、1、2この3月までずっとそこが、組合の皆さんもおられたし、従業員の方もおられるわけですから、そこの方との密接なコンタクトが疎遠になって機が熟してない。だから、一番最後の、最後の、最後になって、労組の方のところまで、そこに力添えをやって、それで、このうちに火がついた、3月から4月になって、令和の3年から4年またぐようなこんな結果になってしまった

と、いうことが一番大きいじゃないですか。そうすれば、昨年度の末ですね、わたし言いましたとおり、今年の4年の3月議会の当初には、補正予算です。そこで、この債務負担行為の同じような金抜き部分を出さなくても、令和3年度に始末しときゃよかったじゃないですか。そういうことができるんです。ですから反省するのは2点で、会議に金額的認識を持った会議がなされてない。それからもう一つは、この11月からこの3月までの間に、大切な従業員の皆さんとの関係がギクシャクし、早く物事を進めなかったからです。いつまでもダラダラ、ダラダラやってたらこの結果、わたしは、もうこれを認識していただいて、5月には云々ということがあったんですけども、その辺では、早く決着をつけていただいてですね、スムーズな人間関係といえますか、従業員さんの処遇を切望するところですので、もう後は、質問になるかならんか分かりませんが、従業員さんに対する今後の対応についての所見をいただいて終わりたいと思います。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。橋井議員の重ねてのご質問にお答えをして参りたいと思います。まずはあの、理事会、評議員会のあり方について質問でございます。これまで、その経営に関することということで、この理事会、評議員会におきましては、基本的には、その一般財団法人の運営に関することということで、その営業状況に関わることであるとか、あるいは、運営状況に関わることを、あるいは、事業に関わることということで、中心にご議論をいただいていたということでございます。

そこに対して、村の税金で補填をしていただいているということにつきましては、これは、理事のみなさん評議員の皆さんもご認識のことだと思っておりますけれども、具体的に、この状況であると税金を入れてもらわないといけないよというような議論というのは、なされてこなかったかなというところが、これは反省をすべき点ではないかなというふうに思っております。

それか、ら次の2点目でございますけれども、組合職員の方等との交渉の件でございますけれども、こちらにつきましては、昨年10月頃からですね、まあ、重ねて参ったところでございます。3月には、県の労働委員会の調停委員会というのが設置されて、その中でもいろいろ議論いただく中で、調停案を示され、それを承諾をするというような形の中で、最後、妥結に至ったという経過でございます。

わたしの方でずっと、組合員の皆様とお話をさせていただいてきたわけでございますけれども、やはり、わたしの方としては、一番何ていうか、前に進みずらかったというのは、このやはり、税金をここに入れていくということとの、まあ何て言うか、考え方の整理というか、葛藤というかというところが一番大きかったかなというふうに思っています。

職員の皆様には、今後職を失われるわけですから、再就職の支援も今後もハローワーク等と連携しながらしていくということにしておりますけれども、やはり、この職を失われるという所に対して、こういった手当ができるのかという一方で、やはり、金銭的な部分になってくると、これを税金の中からまあ、負担を考えていかないといけないところの中で、非常に時間がかかってしまったというところはあるのかなというふうに思っているところでございます。

これまで、ご説明をさせていただきましたとおりの経過をもちまして、この度3月30日には組合の方ともお話をさせていただきました、3月31日にはうなばら荘も閉館ということでなっております。今、この清算の期間中ということでございますので、先ほども申しましたが、しっかりとこの清算業務をですね、最後まで行なっていきたいと思っておりますし、その辺りは、最終的には、理事会、評議員会の方にも報告をして、ご了解をいただくというような手続きもとって参りたいと思っております。あの最後まで責任を持って、やってみてきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山路 有君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですから、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですから、討論を終わります。これから、議案第21号を採決します。この採決は起立によって行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第22号

○議長（山路 有君） 日程第8議案第22号日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてを議題とします。提案者から提案理由の説明を求めます。中田村長。

○村長（中田 達彦君） ただいま一括議題となりました、議案第22号日吉津村温泉審議会委員の委嘱について提案理由の説明を申し上げます。日吉津村温泉利用条例に基づく審議会を設置し、7名の方に委員を委嘱しておりますが、1名の方より辞任届が出されましたので、新たに、推薦選出団体からの推薦者齋河泰二氏を委員に委嘱したいので、日吉津村温泉利用条例第5条の規定により議会の同

意を求めるものでございます。以上、議案第 22 号の提案理由の説明とさせていただきますので、ご審議、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（山路 有君） 提案理由が終わりましたので、これから、質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 7 番、前田です。温泉審議会、は委嘱ということですが、その関連して伺いたいのは、新しい審議会がどのように開催されるのかということで、その意味合いはですね、新しい事業者の方が、温泉を利用する意向がはっきりあるのかどうなのか、それと、先ほど総務課長の話にもありましたが、当初は、5 月には借地をやるということでありましたが、契約の前の覚書というものが、結ぶという話でしたが、要は、新しい業者との覚書の状況と、それに伴って、温泉の使用についての、あるいは、返しについて見込みはどうなってるのか、ということについて答弁をいただきたいと思います。

○議長（山路 有君） ちょっと待って、今、温泉審議会の委員の委嘱してますので、温泉利用をどうするかというような所については、わたしは、質疑に合わないと思ってますけど、委員さんのどういう経歴であるとか、諸々のどうであるかということであれば、理解しますけども、それを飛び越えて、どういう活用になっているかということには、質疑にはそぐわないと、議案からすると離れているというふうに思いますけども、質問内容を少し変えて下さい。

前田議員。

○議員（7 番 前田 昇君） 温泉審議会設置を前回設置して、今回交代ということですが、第 1 回の温泉審議会の開催の見込みというのはどういった内容になってるのでしょうか。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。あのまだこれ、いつ開催するかという予定は、ないものでございますけれども、温泉を利用したい、事業者の方が温泉を利用したいということで、おそらく申請があるという流れになってこようかと思っておりますので、この申請を受けて、その妥当性等について、この温泉審議会の方にご意見を聞くというようなことになってこようかというふうに想定をしています。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） ほかにないようですから、質疑を終わります。これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 討論がないようですので、討論を終わります。これから、議案第 22 号を採決します。この採決は、起立によって行います。本案に同意することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（山路 有君） 全員起立と認めます。したがって、議案第 22 号は、同意することに決定いたしました。

○議長（山路 有君） 以上で本臨時会に付議された議案は、すべて議了致しました。これをもって会議を閉じ、令和 4 年第 1 回日吉津村議会臨時会を閉会致します。

午前 11 時 40 分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員